弘前市道路照明施設包括管理業務プロポーザル質問への回答

	該当箇所	質問内容	回　　答
1	要求水準書4ページ (5)不具合対応等の維持管理業務	受託者決定の後に、維持管理業務に関しての責任分担の取り決めが必要と考えますが、どのようにお考えでしょうか。 （例として、維持管理移行後に第三者に被害を与えた場合の責任区分などの取り決め等）	必要に応じ契約締結時に整理します。 例にあります損害賠償につきましては、市の建物管理業務等委託契約標準約款を基本としたいと考えております。 ※建物管理業務等委託契約標準約款抜粋 （委託業務の実施に係る損害） 第10条　受注者は、委託業務の実施に当たり受注者の責めに帰する理由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。 2　発注者は、受注者の委託業務の実施に当たり発注者の責めに帰する理由により受注者又は第三者に損害を与えたときは、損害を賠償しなければならない。 3　委託業務の実施に当たり発注者と受注者のいずれの責めにも帰さない理由により生じた損害を賠償するときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。